

山梨県公安委員会規則第8号

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月26日

山梨県公安委員会

委員長 高橋 英 尚

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年山梨県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第108条の2第1項第14条」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

第2条第1項中「第108条の3の4」を「第108条の3の5第2項」に、「第38条の4の4の」を「第38条の4の4第2項の規定により、」に改める。

第3条第1項中「場合は」を「場合においては」に改め、同条第2項中「命令通知書」を「自転車運転者講習受講命令通知書」に改め、同条第4項中「命令執行通知書」を「自転車運転者講習受講命令執行通知書」に、「命令書返送書」を「自転車運転者講習受講命令書返送書」に改める。

第5条第1項中「第38条第14項」を「第38条第16項」に改め、同条第5項中「棄損」を「毀損」に、「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」に改める。

第1号様式中「命令通知書」を「自転車運転者講習受講命令通知書」に改める。

第2号様式中「命令執行通知書」を「自転車運転者講習受講命令執行通知書」に改める。

第3号様式中「命令書返送書」を「自転車運転者講習受講命令書返送書」に改める。

第5号様式中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

第6号様式中「再交付申請書」を「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」に、「 棄損」を「 毀損」に改める。

第7号様式中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。